

改正貸金業法の早期完全施行を

日本弁護士連合会

施行スケジュール

改正貸金業法は、上限金利引下げ、総量規制の導入等によって、「完全施行」となります。

その施行時期は、条文上は「改正法施行日から2年半以内」ですが、金融庁は「**公布から概ね3年間**」とする施行スケジュールを発表しています(第1回多重債務者対策本部有識者会議・金融庁提出「資料」)。「公布から概ね3年」とは、2009年(平成21年)12月です。

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 2006.12.20 | 公布 |
| ✓①2007.1.20 | ヤミ金融対策 |
| ✓②2007.12.19 | 行為規制の強化、監督の強化、新貸金業協会の設立 |
| ✓③2009.6.18 | 指定信用情報機関、貸金業務取扱主任者資格試験、財産的基礎要件2000万円 |
| 2009.12 ~ 2010.6 | 金利規制、総量規制、財産的基礎要件5000万円 |

見直し規定

見直し規定は「**完全施行の円滑実施のため**」と定められています。見直しは上限金利引下げと総量規制導入のためだけに認められる、という意味です。

勘案されるのは、「改正法の第三段階までの規定の実施状況」「貸金業者の実態」「資金需要その他の金融経済情勢」「貸付の利率その他貸金業者の業務の実態」などです。

改正法附則第67条

①政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、この法律による**改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態**等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を**円滑に実施するために講ずべき施策の必要性**の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする

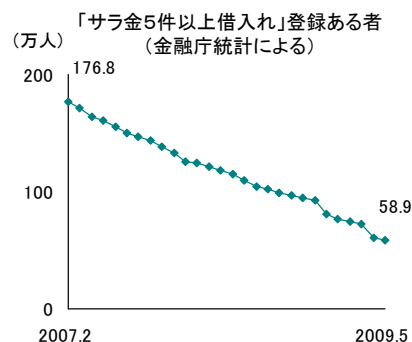
②政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、**資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付の利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態**等を勘案し、第5条及び第7条の規定による改正後の規定を**円滑に実施するために講ずべき施策の必要性**の有無について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする

改正法の実施状況

多重債務者の減少

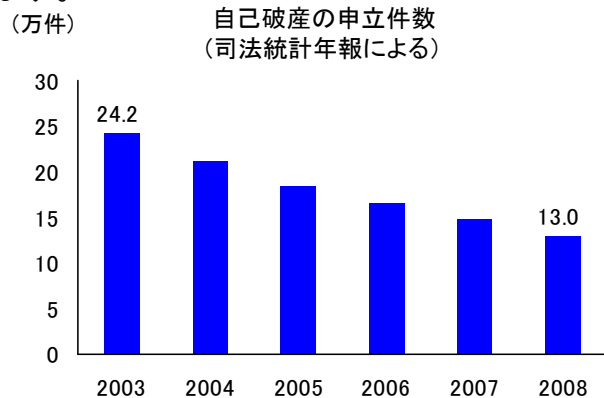
「5件以上借入れ」の減少

無担保無保証の借入れが5件以上登録されている者は、2007年(平成19年)2月から2009年(平成21年)5月までの約2年間で、約118万人減少しています。



自己破産の減少

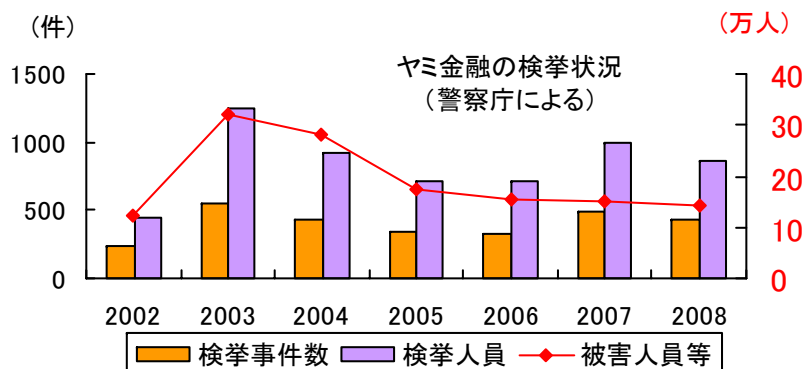
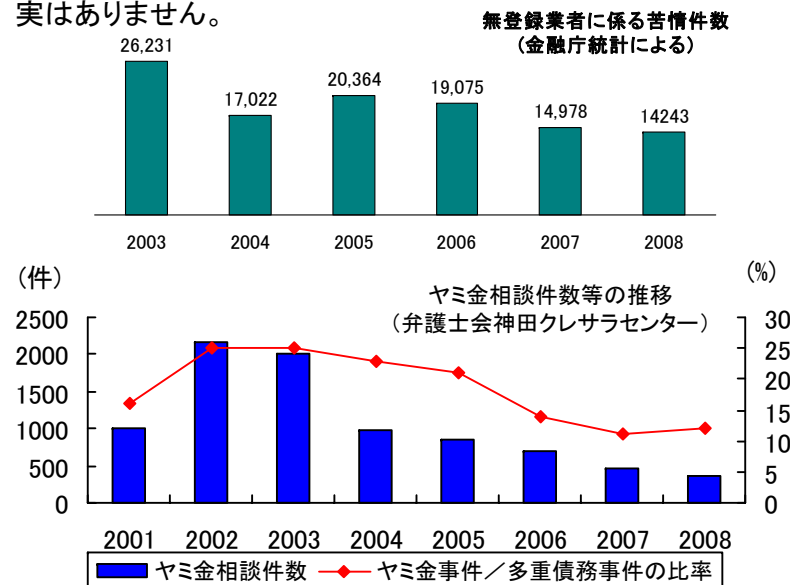
個人の自己破産申立件数は、2008年(平成20年)に13万件を切り、2003年(平成15年)のピーク時の約半分にまで減少しています。



ヤミ金融の動向

ヤミ金融被害は減少

ヤミ金融被害のピークは2002～2003年。警察の取締り強化、「ヤミ金には元本返済不要」とする最高裁判決などで、ヤミ金融を抑え込んできました。改正法成立後にヤミ金融が増えたという事実はありません。



講ずべき施策

セーフティネットの拡充

低所得者向け融資

低所得者が高利でお金を借りれば、抜け出すのは容易ではありません。2009年の制度改正により、生活福祉資金貸付制度の使い勝手が良くなりました。この制度を周知し、多くの人が実際に利用できる体制を充実する必要があります。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 福祉資金 | 連帯保証人有で無利子 連帯保証人なしで年1.5% |
| 緊急小口資金 | 保証人不要・無利子 |
| 教育支援資金 | 世帯内の連帯借受人で可、 無利子 |

融資＋相談で生活再建支援

多重債務者の債務整理後の生活資金や債務整理資金の貸付けと相談事業を組み合わせ、多重債務者の生活再建支援とともに「顔の見える貸付け」としての事業の継続性を工夫しています。各地域での取組みが始められています。

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 自治体と民間金融機関との協調融資 | 全国都道府県と労働金庫、盛岡市・宮城県栗原市と地元金融機関 |
| 信用生協 | 岩手、福岡、熊本、山口、大分など |

貸金業者の業務実態

消費者向貸金業者の業務実態

正常化の途上にある

貸付残高や成約率の減少は、「4～5件目の借入れが難しくなっている」ことによるものです。

つまり現状は、**多重債務者への過剰貸付けが減りつつある過程**にあるものと捉えられます。

今ここで「規制緩和」するのは、これを元に戻せと言うことを意味するのです。

| 借入件数 | 2007年2月 | 2009年5月 | 増減 |
|------|---------|---------|--------|
| 1件 | 491万人 | 517万人 | +26万人 |
| 2件 | 233万人 | 242万人 | +9万人 |
| 3件 | 156万人 | 147万人 | -9万人 |
| 4件 | 116万人 | 87万人 | -29万人 |
| 5件以上 | 177万人 | 59万人 | -118万人 |
| 残高金額 | 13兆8千億円 | 9兆8千億円 | 29%減 |

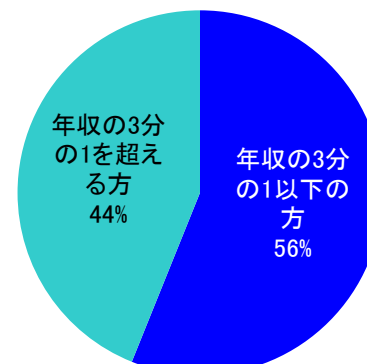
金融庁「貸金業関係統計資料」をもとに作成

借入総額が年収の3分の1を超える人44%

日本貸金業協会によれば、消費者金融利用者の44%が、借入総額が年収の3分の1を超えています。これらの利用者は、支払能力を超える支払を余儀なくされている可能性があります。

今ここで「規制緩和」するのは、過剰貸付の維持のための貸付を解禁することを意味します。

借入総額の年収比率
(多重債務者対策本部有識者会議資料より)



多重債務者対策本部「資料集」より

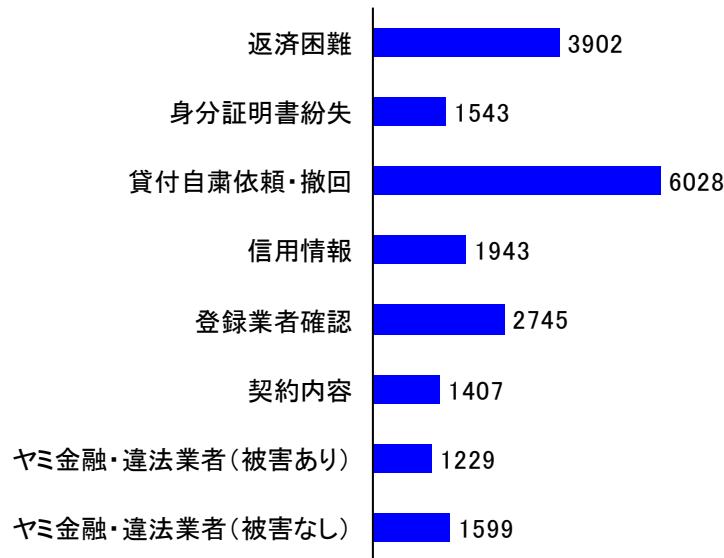
資金需給の状況

消費者の資金需要

貸付自粛依頼関連が1位

貸金業界に寄せられた相談で一番多いのは、「貸し過ぎ」に対する苦情に関わるものです。返済困難でもヤミ金融でもなく、また貸し渋りでもありません。

日本貸金業協会における多重債務相談の状況



多重債務者対策本部「資料集」をもとに作成

「借りられなかった人」の行動

「借りられなかった人」はいきなりヤミ金融に走るのではなく、多くは「支出を抑えた／支出を諦めた」「収入を増やす努力をした」などの合理的な選択を回答しています。

希望通りの借入ができなかった先のその後の行動

- 家族や親族から借りた(20.4%)
- 友人・知人から借りた(12.2%)
- 支出を諦めた／支出をおさえた(57.1%)
- パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした(15.3%)
- 自己破産など債務整理の手続を申請した(3.1%)
- ヤミ金融等非正規の業者を探した(7.1%)
- 保有資産を売却した(3.1%)
- 他者・相談窓口にご相談した(4.1%)
- その他(5.1%) わからない／覚えていない(5.1%)

日本貸金業協会「資金需要者等の現状と動向に関する調査」より

中小企業の資金繰り

貸金業法改正の影響は小

全国の商工会議所に対するアンケート調査の結果によれば、中小企業の資金繰り悪化の原因を貸金業法改正に求めるのは的外れだと言えます。

改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向
1.5%

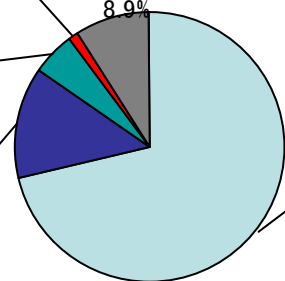
融資期間・返済条件等、金融機関の融資条件
4.8%

融資審査等、金融機関の融資態度
13.7%

中小企業の資金繰り悪化要因

セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応
8.9%

販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因
71.1%

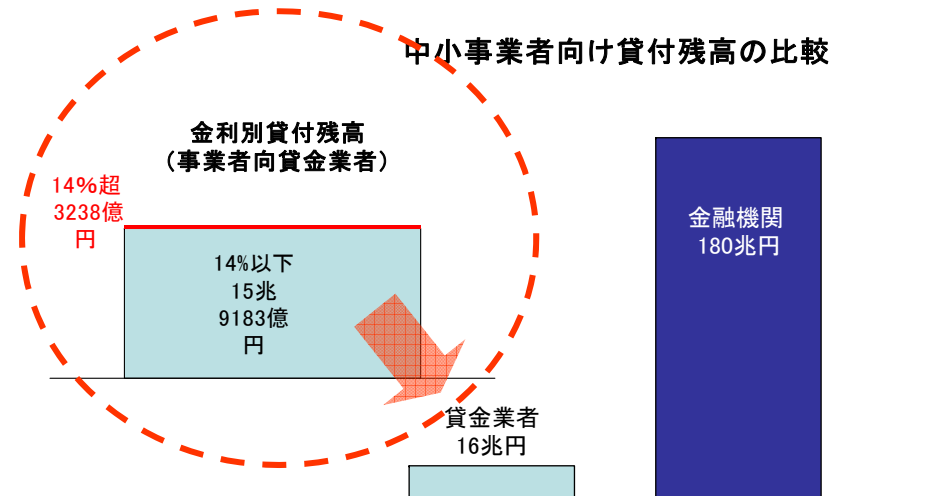


「金融庁政策会議資料」をもとに作成

高利商工ローンは業界の一部

貸付金利が14%を超える事業者向貸金業者の貸付残高は3238億円で、業界全体の2%程度に過ぎません。この部分の貸付けを伸ばすことは、中小企業の資金繰り対策としても無意味です。

中小事業者向け貸付残高の比較



「貸金業関係統計資料集」をもとに作成

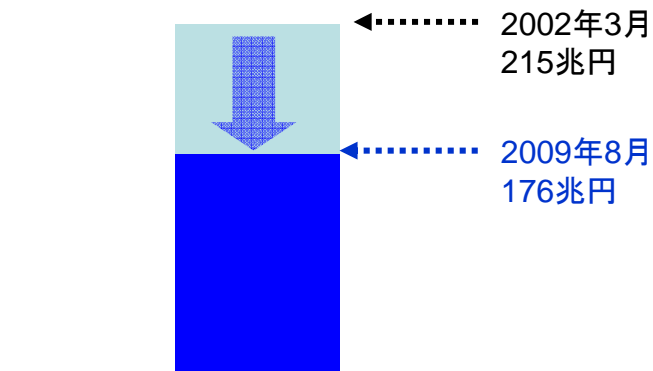
講ずべき施策

中小企業の資金繰り支援

貸し渋り・貸しはがし対策

銀行の貸し渋り・貸しはがし対策が重要です。10年前にも銀行の貸し渋り・貸しはがしが問題になり、商工ローンが貸付を伸ばしましたが、借り手の中小企業の倒産が相次ぎました。

銀行の中小企業向け貸出残高

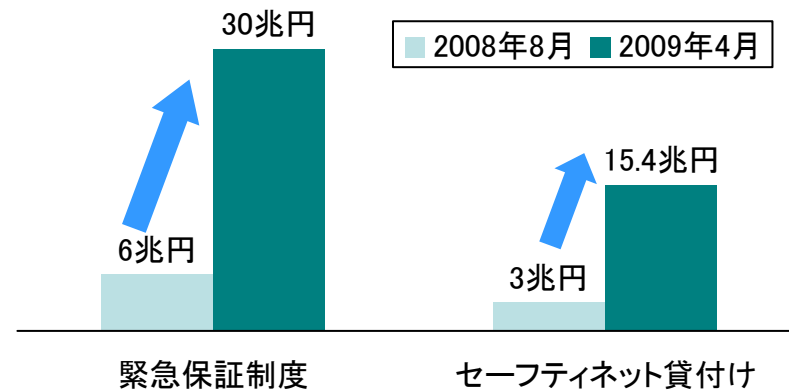


データ出典: 金融庁政策会議資料

公的な保証・融資制度

販売不振が続いている中小企業が高利のお金を借りると、重い金利負担のため経営がますます圧迫されます。銀行が貸せない部分を補完するのは公的な保証・融資制度であって、高利の貸付けではありません。

資金繰り支援の拡大



中小企業庁「中小企業の皆さんへ」等から作成

講ずべき施策

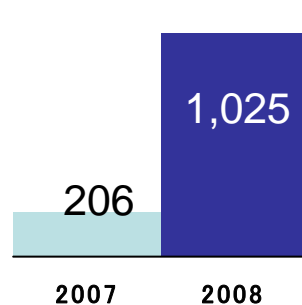
ヤミ金融犯罪の道具をなくす

犯罪利用口座と携帯電話

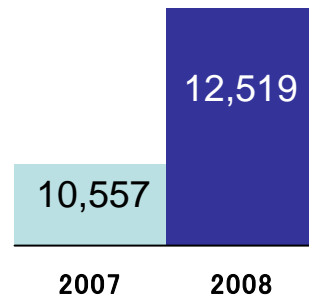
最近のヤミ金融の主流は、他人名義の携帯電話と他人名義の預金口座を使う「090金融」です。預金保険機構によると、2008年度(平成20年度)中に凍結後消滅させた犯罪利用口座は約13万件(84億円)。

さらに電話による取立てが出来なくなれば、ヤミ金融には大打撃となります。

携帯電話契約者確認
要求件数の推移



電話警告件数

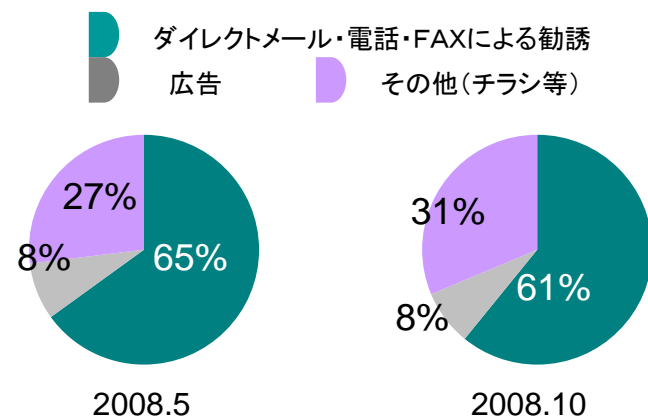


「多重債務問題改善プログラムの実施状況」より作成

個人信用情報の保護

姿を見せない「090金融」と被害者との接触は、ヤミ金融からの勧誘によって始まります。ヤミ金融に個人信用情報が流れないようにすることが必要です。サラ金の貸し出しを緩めても、ヤミ金融はなくなりません。

ヤミ金融を知った経緯



全国ヤミ金融対策会議実施「ヤミ金融110番」集計結果より

講ずべき施策

激変緩和措置は必要ない

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約(住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約(以下「住宅資金貸付契約等」という。)及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客合算額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

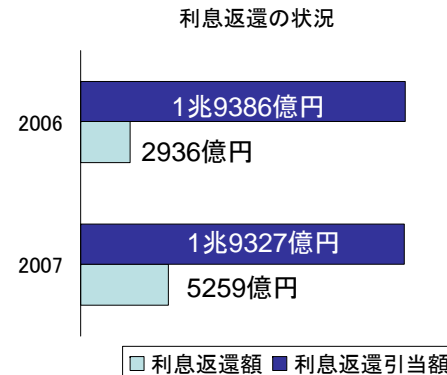
(相談及び助言)

第十二条の八 貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない

貸しはがしを容認する規定ではありません

法人(中小企業も)は対象ではありません

個人事業主について事業の実態・内容から返済能力を超えないと認められる場合に除外される余地を残しています



名目額では総量規制に抵触しそうに見えても、利息制限法引直し計算すればそうでないケースも相当多数あります

多重債務者対策本部「資料集」より

返済に困っている顧客には、相談・助言機関を紹介する義務があります